

十 当該投資育成組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ 暴力団員等
ロ 法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの
ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
十一 次のいずれかに該当する農林漁業法人等に対して、農林漁業法人等投資育成事業を行わないことを当該投資育成組合の無限責任組合員が誓約する書面
イ その役員（設立中の株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいう。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

十二 その他法第三条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
（事業計画の変更の承認の申請）
第五条 法第三条第一項の承認に係る事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第四条第一項の変更の承認を要しないものとする。
法第四条第一項の規定により法第三条第一項の承認に係る事業計画の変更の承認を受けようとする承認会社又は承認組合は、別記様式第二号による申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。
3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
一 当該事業計画に従つて行われる農林漁業法人等投資育成事業の実施状況を記載した書類
二 前条第二項各号又は第三項各号に掲げる書類
（投資育成会社又は投資育成組合が取得する法第二条第一項第一号に掲げる法人の持分又は株式の要件）
第六条 投資育成会社又は投資育成組合が事業計画の承認を受けようとするとき（法第三条第二項第二号に規定する農林漁業法人等に法第二条第一項第一号に掲げる法人が含まれるときに限る。）においては、当該投資育成会社又は当該投資育成組合が取得する当該法人の持分又は株

式（新株予約権の目的となる株式を含む。以下同じ。）に係る議決権の合計は、当該法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の百分の五十を超えてはならない。
（実施状況の報告）
第七条 承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、別記様式第三号により農林水産大臣に報告をしなければならない。
2 承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六ヶ月間の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後九月以内に、別記様式第三号により農林水産大臣に報告をしなければならない。
3 第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一 承認会社 次に掲げる書類
ロ 当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次号ロにおいて同じ。）
ハ 暴力団員等が当該承認会社の事業活動を支配するものでないことを証する書類
二 当該承認会社の役員が、第四条第二項第八号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
二 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）
（施行期日）
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附則（令和元年九月一三日農林水産省令第二九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
二 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四六号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十八年一月二九日農林水産省令第六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

二 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四六号）
（施行期日）
第一条 この省令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

別記様式第3号（第7条関係）
農林漁業法人等投資成事業に関する事業計画の実施状況報告書
年月日

農林水産大臣名 職
担当課名
代表者の氏名

月～ 年月 日付けで本部で実施を受けた事業計画の第期（ 年
月～ 年月）の実施状況を下記のとおり記載します。

記

1. 事業計画の完成状況

2. 投資実績状況

- (記載要領)
1. 「事業計画の達成状況」については、計画と実績を対比させて記載すること。
2. 「2. 投資実績状況」については、投資先の個別実績ことじ、その投資実績の詳細を記載すること。

別記様式第4号（第8条関係）
投資事業有限合規約に関する法律の特例に関する確認の申請書
年月日

申請者 職
担当課名
代表者の氏名

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)
第12条第1項の規定に基づく確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

(別紙)
(1) 他の外國法人が国内事業者を兼ねる関連性を有するものに、当該外國法人が當
事者又はそのほう事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与することに
ついて

外國法人の概要	
名称	
登記したる事務所の所在地	
代表者	

(2) 外國法人が国内事業者を兼ねる関連性を有するものに、当該外國法人が當
事者又はそのほう事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与することに
ついて

国内事業者の概要(名称、所在地、代表者、事業内容等)について詳細 な説明	
名称	所在地

登記したる事務所の所在地

代表者

事業内容等